

第Ⅰ編 ごみ処理基本計画

項目	施策	意見	
基本目標	ごみの年間総排出量	<p>・ごみの排出量(分母)、資源化量(分子)の両方が減少する中で、ごみ処理基本計画の基本目標に関する評価指標として、リサイクル率等が適切か(他にも適切なものがないか)は、次期計画等における要検討事項。【橋詰】</p> <p>・「取組概要」において事業系廃棄物についての言及があるが、該当する施策の中には事業系廃棄物という言葉がなく、提示されているデータの中に事業系廃棄物が含まれているのかどうか、はっきりしない。どのデータに事業系廃棄物が含まれていて、どのデータに含まれていないのか、示した方がよいと思われる。【湯浅】</p>	
	市民1人1日当たりの排出量		
	市民1人1日当たりの資源物を除く排出量		
	リサイクル率		
	最終処分率		

【基本方針Ⅰ】ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

項目	施策	意見	
1. リフューズの推進	①マイバッグ運動・レジ袋対策の推進	令和4年度をもって施策終了	
2. リデュースの推進	①環境を意識したごみの排出抑制の啓発		
	②ごみ減量・リサイクル推進店の活動支援		
	③生ごみ処理容器等の普及の推進		
	④ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度の検討(重要検討施策)		

3. リユースの推進	①リサイクル市・フリーマーケット等の開催情報の提供【廃止】	令和元年度をもって施策終了	
	②リサイクル品の活用推進		
4. リサイクルの推進	①剪定枝資源化の推進		
	②適正分別のための情報提供(重点施策)	・リチウム電池など、情勢に合わせた特定品目のリサイクル推進というように、「家電リサイクル推進」に限らず、扱って評価するのはいかがでしょうか。【松山】	
	③集積場所における適正排出の指導		
	④家電リサイクル推進の継続		
5. 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進	①「4R推進事業者行動協定」の創出【廃止】	令和4年度をもって施策終了	
	②多量排出事業者における減量化等計画書の提出(重点施策)		
	③事業系ごみの排出状況の把握(重点施策)		
	④事業者の訪問(重点施策)		
	⑤事業系直接搬入ごみの分別指導(重点施策)		
6. 受益者負担の適正化	①ごみ有料化の検証	・ごみ有料化の検証に加え、戸別収集の試行についても検証項目に加えていく。【安齋】	
	②一般廃棄物処理手数料改定の検証	・②の「一般廃棄物処理手数料の収支状況」については、前回審議会で申し上げたように概略を示すとともに、有料化が減量効果だけではなく、ごみ処理事業(又は市全体)の財政上の効果もあることを市民に説明すべき。【橋詰】	

【基本方針Ⅱ】資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築

項目	施策	意見	
1. 収集・運搬 (1)ごみを取り巻く環境の変化に対応した収集・運搬の検討	①効率的でバランスの良い収集区割の調査・検討		
	②今後の社会情勢を踏まえた集積場所のあり方、収集方法の検討(重要検討施策)		
(2)環境と安全に配慮した収集・運搬の実施	①環境負荷の少ない収集車両の積極的な導入		
	②環境指導員との連携による集積場所の安全確保		
	③環境負荷の少ない収集・運搬技術の研究及び積極的な導入		
2. 中間処理 (1)中間処理施設の整備	①リサイクルセンターの適正かつ効率的な運営		
	②粗大ごみ処理施設の整備		
	③焼却処理施設の大規模改修	・大規模改修が完了した後の焼却処理施設の維持管理についての評価となっており、施策のタイトルを検討する際は、計画期間を通しての事業進行を考慮する必要がある。【安齋】	
	④バイオガス化施設整備の基礎調査及び検討【廃止】	平成30年度をもって施策終了	
(2)中間処理残渣の減量化・再資源化の促進	①焼却残渣再資源化方法の調査・研究		
	②焼却残渣再資源化の促進		
	③中間処理残渣の減量化・再資源化に繋がる中間処理技術の研究		

3. 最終処分	①焼却残渣の減量施策の実施		
	②最終処分場の安全管理の実施		
	③最終処分に関する検討		
4. 茅ヶ崎市域災害廃棄物の処理	①災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築		
5. 適正処理 (1)処理困難物等の処理方法についての情報の充実	①処理困難物の処理方法等についての情報の充実		
	②製品の適正なリサイクルルートの周知	・最近事故報告が多いリチウム電池対応について、この部分又はどこか関連する部分に取組概要等を記載すべき。【橋詰】	
(2)不法投棄に対する防止策の検討	①重点地域・強化期間等を定めたパトロール・監視の強化		
	②県や警察との協力関係の強化		
	③市民、事業者と連携した不法投棄の防止		
	④キャンペーン等啓発活動の実施		
	⑤不法投棄に関する調査・研究の実施		

【基本方針Ⅲ】市民・事業者・行政の協力体制及び4Rの推進を誘発する支援体制の確立

項目	施策	意見	
1. 広報紙等各種媒体の利用による啓発の充実	①広報手法・広報内容の検討及び効果的な啓発の実施		
	②ホームページ、ハーモニアスちがさき(市の広報番組)等の積極的な活用		
	③公共施設等におけるポスター掲示の活用		
	④外国人向けごみ情報の案内		
2. ごみ問題に関連した市民対話・環境学習等の充実	①ごみ問題に関する市民との意見交換会の実施(重点施策)		
	②発生抑制、資源化に関する講演会の開催		
	③児童向け環境学習への市職員の派遣		
	④親子向け、市民グループ向け等多方面への廃棄物処理施設見学会の実施		
	⑤市民、事業者向け講座の開催		
	⑥環境フェアにおける情報発信		

第2編 生活排水処理基本計画

項目	施策	意見	
基本目標	生活排水処理率	・あつて当たり前と思われ、高い達成率を求められる事業であるので、数値目標の達成だけでなく、保守整備に関する問題点についても評価する必要があるのではないか?【安齋】	

【基本方針Ⅰ】公共下水道(汚水)・合併処理浄化槽の整備促進による生活排水処理の適正処理の推進

項目	施策	意見	
I. 公共下水道(汚水)・合併処理浄化槽の普及推進	①公共下水道(汚水)整備事業の推進		
	②水洗化奨励金制度等の活用による公共下水道への接続の促進		
	③補助制度の周知による合併処理浄化槽への転換の促進	・単独処理浄化槽の設置数を把握したうえで、合併処理浄化槽への転換率を評価指標として設けるべきではないか。【安齋】	

【基本方針Ⅱ】安定した収集・運搬とし尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

項目	施策	意見	
I. し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	①し尿及び浄化槽汚泥量の変化に対応した収集・運搬計画		
	②し尿処理施設の適正な維持・管理		

【基本方針Ⅲ】水環境の向上に向けた啓発活動等の推進

項目	施策	意見	
I. 啓発及び情報提供	①浄化槽の清掃の啓発		
	②広報紙等による情報発信(重点施策)		